

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成20年11月21日(金)

開会 14時00分

閉会 16時00分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、井村正勝委員、山根一枝委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室主幹 服部素尚

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室副室長 川口朋史

人材政策室主査 中出真人 人材政策室主事 井関光一

学校教育分野

人権・同和教育室長 稲林司 人権教育特命監 新家厚志

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第41号 三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則案

議案第42号 平成21年度教職員人事異動基本方針について

審議結果

原案可決

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について

報告2 三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部改正について

報告3 三重県立学校事務決裁規程の一部改正について

報告4 三重県人権教育基本方針改定案について

7 審議の概要

・開会宣告

竹下謙委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成20年11月12日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

丹保健一委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告4意思形成過程のため非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第41号、42号を審議し、報告1、報告2、報告3を報告した後、非公開の報告4を報告することを確認する。

・審議内容

議案第41号 三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育総務室長説明）

三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提案する理由である。

1ページは三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則案、2ページは改正理由等です。まず1の改正理由です。県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例、教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則は、平成20年3月26日に一部改正を行ったところですが、この一部改正に伴い、三重県教育委員会権限委任規則の規定を整備するものです。

2の改正内容です。条例等の改正に伴い、公益法人を所管する行政庁が三重県となるため、当該規則中の「公益法人」の文言を削除するものです。施行期日については、新しい公益法人制度が始まる平成20年12月1日から施行となります。

3ページをご覧ください。新旧対照表です。平成20年12月1日からの新たな公益法人制度においては、公益法人を所管する行政庁が三重県となることから、第1条第12項中の公益法人を削除するというものです。以上です。

【質疑】

委員長

4ページの説明はないのですか。

教育総務室長

4ページを説明させていただきます。1～3につきましては、以前3月に説明させていただいた公益法人の制度です。現在の法人の設立、公益性の判断が一体的に図られているというものから、今後の新たな公益法人制度においては、法人の設立については登記のみで設立が認められて、公益性の判断については、県の合議制機関が明確な基準で統一的に判断する形に、設立と公益性の判断が分離されたところです。

（2）の公益法人等条例・規則の改正ですが、三重県においては、国の法改正に伴い、平成19年度に県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例と、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則が改正されています。これに伴い、三重県教育委員会においても、教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則を改正し、公益法人に関する規定については、県の規定に一本化したところです。

委員長

要は、公益法人の公益性の判断というのは、教育委員会から外され関係がなくなったということになるわけですね。合議制の機関が公益性の判断をするということですね。

教育総務室長

はい。そういうことです。

委員長

以前は、主務官庁である教育委員会が自由裁量で判断をしていたところが外されたということですから、それに合わせて、この規則も教育に関する公益法人を外すということになるわけですね。

教育総務室長

はい。

委員長

この案件はどうでしょうか。要は、責任が軽くなったということですか。

丹保委員

いいですか。

委員長

はい。

丹保委員

全国でこういうことが行われているのですね。

教育総務室長

はい。この新しい公益法人制度は、12月1日から施行されますので、全国でこのような形となります。

委員長

改正した理由は何ですか。今までの形では駄目だという、何か公益法人で問題が起こっているのですか。

教育総務室長

公益法人制度を改革した点ですが、民間非営利部門の活動の健全な発達を促進するということと、現行の公益法人制度に見られる、様々な問題に対応するという形です。これについては、天下りの問題とか、あるいは、あまりにも小規模の団体があるといったような問題等があるということで、今回の制度改正がされたと聞いています。

委員長

天下りの件というのは、天下りをしにくくするのですか、しやすくするのですか。

教育総務室長

前者です。

委員長

前者ですか。何かしやすくするような気がします。以前は主務官庁側が判断をして、自分ところの人を天下りさせていたが、今度からはそれが出来なくなったということになるのかな。

学校教育分野総括室長

私が知っている限りですが、行政事務委任型公益法人というのがあり、例えば、日本道路公団の下に日本道路協会があって、それが公益法人で、そうすると、税制上の優遇措置が全部セットの公益法人を自由裁量で作れてしまいます。ほんとに純粋なボランティアみたいなものと、行政事務委任のもののが全部混じって入っていたのでそれを切り分けましょうという主旨です。

非営利性と公益性を分けよう、非営利のものだから当然税金のかからない一般財団を簡単に出来るようにしましょう。公益性の方は公益性の方で、税制上の優遇措置をつけたものを一段上にしましょうと、既存の公益法人を二層分化させましょうということです。

委員長

公益性があっても株式会社にしてもいいということですか。

学校教育分野総括室長

そうです。非営利性と営利性というところで、まず法人を二つに分けます。公益か公益じゃないか、それとは別です。

教育長

営利でやっているところからは、税金をいただきましょうと、簡単にはそういうことです。公益性があるところは、今までどおり非課税です。今はそれが一緒たになっています。

学校教育分野総括室長

それらは一緒たになっているので、営利っぽいものだけでも、公益法人で税金を払っていないところはけしからんという話です。

委員長

なるほどね。

井村委員

非営利というのは、NPOとかですか。

学校教育分野総括室長

そうです。NPOとかNGOとかです。

委員長

それだけでなく、一般的な財団法人とか、社団法人とかですよ。日本ではNPOやNGOよりそちらの方がまだ多いでしょ。そうでもないのですか。

学校教育分野総括室長

多分、多いと思います。

井村委員

公益信託というのは、まだ条文上残っているわけですよ。公益信託というのはどういうものですか。

学校教育分野総括室長

財産の用途を決める機関と財産とをセットで作るのが公益法人で、財産と判断する組織と一緒に財団法人になるのですが、判断する機関がもうない、お金だけあって、どうやって配分するかについてのルールは最初にあらかじめ決めるだけというものを公益信託と言います。

財団法人だと、例えば教育に関する事業に支援するなど、財団の理事会で決めますが、公益信託は、例えば、大学の教育に支援すると決めれば、その儲けをある特定の大学とか、ある特定の人に分配するという制度が可能なのです。意思決定機関がありませんので、設立するとか、しないとかがいような概念が基本的にはないはずで。

教育総務室長

三重県の場合ですが、公益信託としまして、ジャスミン高齢者教育振興基金があります。これは、三菱UFJ信託銀行にあります。信託財産としまして、3000万を信託していて、ふさわしい事業に対し1件10万円という形で助成をしています。

井村委員

もう一度、公益信託の名前を教えてください。

教育総務室長

ジャスミン高齢者教育振興基金の1件です。

井村委員

1件だけしかないのですか。

教育総務室長

はい。

委員長

高齢者って何でつくのだろう。

井村委員

要するに基金だけがあるということですね。運用はしてもいいわけですか。

委員長

運用は銀行に任せているのですよね。トラストですね。財団のように、定款みたいなものはあるのですか。

学校教育分野総括室長

定款というのはあると思います。

委員長

目的は、何処そこにお金を出すということで決まっているわけですね。議案第41号はいいですね。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第42号 平成21年度教職員人事異動基本方針について（公開）

（人材政策室長説明）

平成21年度教職員人事異動基本方針について、別紙の通り提案する。提案理由、公立学校教職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページは、平成21年度の教職員人事異動基本方針の案です。2ページをご覧くださいますと、昨年度の基本方針との新旧対照表があります。これで見比べながら説明をさせていただきます。

平成21年度基本方針をご覧ください。三重県教育振興ビジョンの基本目標である「豊かな心を育む人づくり」、「意欲と活力を育む人づくり」を県内すべての学校において推進することにより、教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を確保しなければいけません。各学校においては、学校経営品質の取組みにより、継続的な改善を進め、特色ある学校づくりを一層推進する必要があります。このため、教職員一人ひとりが能力、意欲等を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の視点に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行います。1、それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。2、校長の意見を尊重する。3、教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。という形にさせていただきました。

アンダーラインの部分が昨年度のものから変わった部分です。文言の修正とともに、昨年度、教育委員会で提案させていただいた時に、20年度は1番、2番、3番、4番と、4つの基本方針がありましたが、この1番目について、少し他のものとは質が違わないかという議論をいただきました。室内で検討した結果、この「教職員の異動を積極的に推進し、本県教育の振興を図る」という部分は、全体にかかる話であるという位置付けにして、本年度は、それを前文の最後に入れました。後の3つについては、それぞれそのままです。

3ページ以降は、小中学校教職員人事異動の実施要領で、もう少し細かいものです。これも5ページに昨

年度と本年度との新旧の対照表をつけてあります。前文の部分ですが、文章が非常に長くなっていったということもあり、途中で切って読みやすい文章に変えたというのが1点です。それから、「市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行う」という文言を入れました。地教行法の改正により、このような表現が入ったことに伴います。

6ページの転任のところは変更ありません。同じ6ページ、昇任及び降任の(3)の部分ですが、文章が冗長な表現であったということから文章の整理をしました。それから、平成20年度の(3)のところをご覧ください。「従来の広域的な交流人事を継続するとともに」という文言がまず先頭にきていますが、これは、後ろの方へ「あわせて、広域的な人事交流を図る」と整理をさせていただきました。その後、「昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、学校経営に専念できるよう通勤時間等の生活条件を勘案しながら」と去年までは文言が続いていましたが、その部分を削除し、すっきりした文章にしたというのが変更点です。その後の、退職関係、新規採用関係、その他の関係は変更ありません。

8ページからは、県立学校の教職員の人事異動実施要領です。新旧対照表は10ページ、11ページ、12ページです。こちらは、もとの文章表現自体は適切な表現であったということから殆ど変更はないのですが、11ページの(3)先ほどの昇任に伴う部分を1点修正しています。「学校経営に専念できるよう通勤時間等の生活条件を勘案しながら」という部分ですが、管理職の昇任人事に伴うその部分については削除しました。なお、12ページ最後に、その他という項目があります。これは小中学校の人事の要領にもある項目ですが、(3)の「異動に関し、本人の生活事情等に著しく支障をきたす場合には、その事情を聴き考慮する」という部分は、全体にかかっていることから、管理職の「通勤時間等の生活条件を勘案しながら」という部分を削除しました。以上です。

【質疑】

委員長

この議案についてはどうでしょうか。

井村委員

ちょっと質問です。

委員長

はい、どうぞ。

井村委員

最後にありました、異動に関して本人の「生活事情、通勤時間とかの生活条件を勘案しながら」ということですが、実際にかかなり影響しているのでしょうか。

人材政策室長

住所や学校までの通勤の手段など、そのあたりは当然勘案して対処しています。

委員長

今、単身赴任ということはあるのですか。

人材政策室長

単身赴任は殆どないです。

委員長

殆どないのですか。

人材政策室長

管理職の場合はありますけども。

委員長

管理職はあるのですか。

人材政策室長

あります。一般職員の場合は、基本的に単身赴任をこちらから命じるということはありません。新採の場合はちがいますが。

委員長

通勤時間をいつも考慮しながら、管理職も決めているということになるのですね。

井村委員

大変ですね。

人材政策室長

はい。特に県立学校の場合、管理職はたかだか70校ぐらいしかいないところへの配置になりますので、自宅から通える範囲へ全員を配置するということが不可能になります。従いまして、単身赴任ということも出てきます。2時間ぐらいの距離が一番中途半端で、通おうと思えば無理して通えるが、いざ学校で何かあった時に2時間かかるという状況は、管理職としてはやっぱりまずいだろうと考えます。

委員長

その限界が2時間と考えているのですか。

人材政策室長

実際には、2時間に近いです。やはり、どうしても全員をそうすることは不可能になってきますので、2時間と線を引いているわけではありません。

委員長

2時間という方は沢山いるわけですか。

人材政策室長

2時間というのはいないと思います。

委員長

殆どの方は1時間以内ぐらいで行けるわけですね。

人材政策室長

殆どの方は1時間以内ぐらいで、それより少し距離のある方も何人かはいるという状況です。

副教育長

昇任の時に単身になる場合があります。2校目にというのは全くないと思ってもらっていいと思います。

委員長

2校目は近くにということですね。

副教育長

おおむね、そのように考えています。一般人事の方は時刻表も見ながら、この駅で何時に乗ったら間に合うとか、同じ地域から通っている人が車だと何分かかっているかとか、そのあたりも全部担当がチェックしています。

委員長

そうですか。

丹保委員

具体的にどのように人事が進むのですか。例えば希望を出すとか出さないとか、そういう書類があるわけでしょう。それを出してどうなっていくのですか。

人材政策室長

端的に表現できるかどうか分かりませんが、まず希望調書を12月末位までに書かせます。それは自分が次に転勤するのであればどこの学校に行きたいかということをつかき書きます。校長は所属で個々の教員から特殊事情も含めてヒアリングを行い、最終的に調書は校長を通じて人事に提出されます。それが年明けになるのですが、全員の分について誰がどこに希望しているかということを経験別、教科別に人事の担当は全部整理をしていきます。異動というのは、数学なら数学の教員どうして異動しないと成り立ちませんので、教科別に異動の基礎情報を整理していきます。その後、1月の第1週目、第2週目ぐらいから、全ての校長から、人事担当でヒアリングを行います。大体一つの学校について2時間ぐらいをかけた後細かい話まで全部聴き取り、そのうえで実際の教科別の異動の作業を行います。そして、大体2月の20日前後ぐらいからもう1回校長と話す機会を設け、細部にわたってヒアリングを行います。3月上旬には、最終の案を確定して内示に持っていきます。

丹保委員

校長先生が調書を受け取り、「もうちょっといろ」とか、そういうサジェスチョンをするのですか。

人材政策室長

はい。それはやります。

丹保委員

校長先生は、途中でちゃんと見て、自分でいろんな意見を言った後で提出するというわけですね。

人材政策室長

はい。校長と本人とは当然意見交換をして、本人が転勤したいと言っても、校長としては、「もう後1年いてくれ」というケースもあります。ただ、校長の意見だけを聞いて、本人の思いとずれたりすると困りますので、本人はどう言っているのかも聞きます。

丹保委員

小中学校の場合、事情聴取などというのは、市町の教育委員会で行い最終的なものが提出されるのですか。

人材政策室長

小中学校はそうですね。基本的には、今申し上げたことを市町の教育委員会が行いますが、小さい町などは1校しかないとか異動が出来る要素がないので、そのようなところでは地域調整人事監が間に入り、隣の市町との調整を行います。さらにもう少し範囲の広い異動は、県の地域調整人事監どうしがやり取りしながら異動を行います。

丹保委員

人事は根幹だと思しますのでよろしくをお願いします。

委員長

先生本人にはなにも言わず、この人を替えたい、こういう人を欲しいとか、校長の意思で提出するという
ことはないのですか。

人材政策室長

本人の希望とは別にですか。

委員長

はい。

人材政策室長

校長先生のご意見はどうですかということも別にお聞きしますが、なかなか校長先生の意見だけで本人の
納得がないまま、異動させるというのは難しいものがあります。そういう場面がきましたら、校長先生がま
た本人といろいろ話をするという形にしています。全く本人の意思外で異動というのは管理職の場合はそう
いうことも結構ありますけども、一般職員の場合はもう少し丁寧にやっています。

委員長

校長のヒアリングをするというのは、校長がどういう人が欲しいとか、そういうヒアリングをするわけ
ですか。

人材政策室長

来年の学校の定数のこととか、非常勤の時間数はこれ位とか、そういうことも含めて人事に関すること全
部のヒアリングを行っています。

山根委員

栄養教諭とか人数が少ない先生方の場合、北勢とか中勢とか、ある程度地域など計画して採用しているの
ですか。

人材政策室長

特に計画性をもって、その地域の出身者ばかりをということはありません。採用については一律の統一し
た試験で行っています。配置する際に違うところへ配置されてしまうという場合もあります。これは栄養教
諭以外の場合も同じです。

委員長

基本方針を変えることによって、何か変わるのですか。はじめの説明での、文章の調整を図るというこ
ろは汲み取れますし、すっきりしたと思いますが、これによってここが変わるんだということはあるのです
か。

人材政策室長

基本的な考え方自体は昨年度と同じものです。

委員長

ということは、趣旨とちょっと違う中身じゃないかということ調整して外したり、別のところに回し
たりしたということですね。

井村委員

転任のローテーションですが、同一校について原則は3年から8年と考えていいのですか。県立高校の場
合も3年から6年となっているのですが、大体それくらいですか。

人材政策室長

その通りで、3年ないし6年というのは、新規に採用した職員のこと、新規採用職員は遠いところでの
単身赴任であっても、いろんな家庭の事情があっても、そこで3年間はまずは経験します。今度は6年まで
の間には必ず転勤をして別の学校に行って、また新しい学校で経験を積んでもらうという意味で新規採用の
職員は3年ないし6年で転勤させるということです。新規採用職員以外の職員については、原則8年以上は
異動と、これは小中学校も県立学校も同じような条件です。

昨年度もここで議論になりましたが、過去は10年というのが一つの長年月勤務の取り扱いでありました
が、10年経過してそこから異動を考えるとということになると、ある意味人事の停滞が起こること
もあり、もう少し短めにしていこうとなりました。8年というのは、小学校であれば6年間の教育期間、中高
であれば3年間、定時制の場合4年間があるのですが、3年を2回ぐらいとプラスです。それ以上経過し
たら原則別の職場へ行って欲しいという宣言をここでしています。

委員長

感覚でいいのですが、一般的に、1つの学校に長期間いると弊害が出てきますか。

人材政策室長

それは、その人によります。正直なところ、本当にその学校の顔みたいに、地域からも信頼されてその学

校にはなくてはならないという存在になる先生もいるわけです。一方で言葉は悪いですが、主みたいになり、校長よりずっと前から学校のことをよく知っているので、学校運営上に様々な支障が出てくるというケースもやはり出てきます。

委員長

前者の事例の場合で、本人がその学校に在ることを希望する場合にも異動をさせるということですか。

人材政策室長

小中学校は各市町が行いますが、県立学校では校長が、学校にどうしても必要だから来年度留めたい先生を3人まで指定できる制度が5、6年前からあります。そういう方については、人材政策室も動かさずにそのままにしているというスタンスです。

委員長

現実に少しいるわけですか。

人材政策室長

います。

丹保委員

例えば特別支援学校とかの場合には、慣れたりするのに大変だったり時間がかかったりしますよね。そういう場合に少し勤続年数を長くするとか、そういうことがあり得るのですか。

人材政策室長

8年というのは、実は結構長い時間です。特別支援学校は最近教員の需要も比較的大きいところもあり、異動の期間は、ここ2、3年は短めになっています。人事上もやっぱりそうしないと、いろんな学校がきちんと上手く回っていかないということもあります。

井村委員

これは男性も女性も一緒ですね。

人材政策室長

一緒です。

委員長

議案第42号はいかがでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告1 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について（公開）

報告2 三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部改正について（公開）

報告3 三重県立学校事務決裁規程の一部改正について（公開）

（人材政策室長説明）

報告1と2と3は、関連する報告ですので、続けて報告させていただきます。

まず、報告1、三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。

今日の議案第41号に関連する公益法人の取扱いに関する部分ですが、11ページまで続いています。11ページの最後、別表第2(2)の表から3つが人事に直接関係するものです。その説明を新旧対照表に基づいてさせていただきます。27ページ(2)をご覧ください。右側が現行、左側が改正後で、これは学校施設及び職員の任免に関する決裁部分を表した表です。現業職員に係るものの決裁、括弧して、(臨時的任用職員を除く)というところの室長の欄に がついています。この(臨時的任用職員を除く)という部分を削除するというのが1つ目です。それから2つ目が(3)です。臨時的任用職員で(単純な労務に従事する職員を除く)という表現のこの部分も削除するというのが2つ目の部分です。それから3つ目、新規に(4)として、非常勤職員に係るもの、というのを設けて、これを本庁の室長の決裁とする規定に改めたものです。これは現在、県立学校における非常勤職員の任免について、県立学校長が行っているという状態ですが、それを教育委員会の権限に戻した上で、決裁区分を室長の決裁にするという整理です。

それから、報告2です。報告2、三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規定の一部改正について、別紙のとおり報告する。

2ページ、一番裏をご覧ください。新旧対照表になっています。現行の方を見ていただきますと、第2条の部分に、単純な労務に従事する者の臨時的任用に関する事、それから(14)には、非常勤職員の任用に関する事、の2つが校長に委任する事務に入っていました。この部分を削除して、先ほどの室長の決裁

に変えるということです。それから一部文言の修正があります。盲学校、聾学校、養護学校という表現がありますが、特別支援学校に直すべきところが直っていなかったところがあります。また、条文のずれと併せて修正をしました。

続きまして、報告3、三重県立学校事務決裁規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。

2ページの新旧対照表をご覧ください。事務長の専決に関する別表ですが、現行の方を見ていただきますと、14番に臨時労務員の任免、それから宿日直業務嘱託員の任免があります。これが今までは、事務長の決裁、専決という形で処理されていましたが、この二つを削除します。また、13番の非常勤職員の任免が校長の権限になっていましたが、この任免という部分を非常勤職員の任免に関する具申という形にして、校長から具申を受けて教育委員会の人材政策室で任命をするという事務の手続きに改めたものです。以上です。

【質疑】

委員長

この中で一番重要なものは、報告の2だと思えますが、報告2に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律がどう変わったのか、それを説明してください。

人材政策室長

お手元の三重県教育法規集2214ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条に教育委員会の職務権限が書かれていますが、その第3項に、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関することは教育委員会の職務権限であると規定されています。次に2218ページの第26条をご覧ください。これは教育委員会の事務の委任等に関する規定ですが、教育委員会は教育委員会規則に定めるところにより、その権限に属する一部を教育長に委任し、または教育長をして臨時に代理させることが出来ると第1項にあります。第2項は前項の規定に関わらず次に掲げる事務は教育長に委任することが出来ないとあり、これは従来この部分がありませんでした。委任することが出来ないという部分が全くなかったわけです。その委任することが出来ない項目の中に、4号として、人事に関することが入ってきました。教育委員会及び教育委員会の所属に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関することは教育長に委任できないと変わりました。現在の県立学校の非常勤職員の取扱いは、教育長に委任されたものを校長に委任してあるという状態ですので、その委任できないという部分に基づき、元へ戻すという形にさせていただきたいということです。

委員長

委任できないということは、原則的にはこの教育委員の会議で決めなさいということですね。

人材政策室長

はい、もともと教育委員会の権限です。

委員長

文部科学省の動機というのは、この前の大分県の問題がきっかけと考えていいのですか。

人材政策室長

その前です。これは4月に法改正がありました。教育委員会の権限を強化する、実態のある教育委員会組織にしていくという趣旨での法改正の一つです。

委員長

この前文部科学省に行った時に、課長さん達からいろいろ講義を受けて、私はかなり異議を言ったという話をしましたが、あの時、唯一私と文科省が一致したのが、校長の任免、あるいは管理職の任免には教育委員会が携わらないといけないということです。例えば、面接試験などでは、教育委員が加わっていくというようなことをするべきではないかと文科省側が言い出しました。私は大賛成ですが、他の教育委員長の方々はかなり反発していました。私はそんな約束ではなかった。月に1回いけばいいんだという約束で引き受けたにも関わらず、そんなことを押し付けられたらかなわないというようなことをおっしゃっていました。その時に法律の改正もしたという解説がありましたが、その時に聞いた限りの話では、文科省の一番の狙いは、今回の事件に関しては、教育委員会が責任をもって先生の昇格、あるいは採用を決めなさい、責任を負いなさいということでした。なにか起こった時には、教育委員たちは辞任するという覚悟でもってちゃんとやってくださいという趣旨でした。

教育長に委任してはいけないということは、原則的には教育委員会がやらないといけないということになりますよね。校長の昇格試験の時に教育委員はどういうふうな形で義務を果たすか、あるいは役割を果たすかということになってくると思います。別の事柄かもしれませんが、今までは校長にいろんな権限を降ろそうという方針で我々の委員会は進めてきた、教育長の権限ではあるけれども、出来れば校長にかなりの権限を降ろしてしまいたいと、少なくとも私と井村委員が関わってきたこの6、7年間は、その方針で三重県はやってきたと思います。校長の裁量で、どんどん学校の運営が出来るようにしていきましょうということだったと思うのですが、今度、校長から権限をいったん戻していくという形になるわけで、しかもそれを教育委員が判断するのではなく専決というか、ここでいくと第26条の後半にある、「臨時に代理させるこ

とが出来る。これでやっていきたいということになりますね。そういうことは、この臨時で代理させるとするのは、やむを得ずに教育委員が集まる時間がないとか、集めることが出来ないからやむを得ず代理で決めるというのがこの趣旨のはずですよね。ちょっと違うのですか。専決というのはこの代理じゃないのかな。要するに教育長に委任してはならないということになったということですね。

人材政策室長

専決はこの臨時代理のというところですね。

委員長

そうですね。委任は出来ないという時に、専決で臨時に代理させるということになりますよね。これは非常に問題が大きいのではないかと私は思います。ましてや、それによって校長から権限をまた元に戻すということは、今までの方針が私は正しいと思っていますので、今までの方針から行くと逆の方向に進むというか、その部分については、後退をしたということになりますから、教育委員の責任も問えるような体制もとる必要もありますが、それと同時に校長にいろんな権限を与えていくことが必要だと思います。しかし、専決の場合には、校長にはその権限はなく、校長は何かしようと思った時には必ずお伺いを立てて、よろしいですと言われて初めて実行できるような形になりますから、これまでの校長の権限から行けば少なくとも気分的には大幅後退になるのではないかと思います。実質的にはそう違わないんだということをおっしゃるか、も分からないけれども、校長の立場から行くと、今まで全部任せてくれていたのが、お伺い立ててくれということになりますから、しかもそれは法律が変わったからという形で説明をすることになるわけですが、その法律の中身も今の説明では、何となく誤魔化しているような形での解釈でやっていると感じます。委任できないものをそれじゃあ代わりに代理でさせようということですから、ちょっと邪道過ぎるのではないかなという気がするんですね。少なくとも県民の目から見た場合には、教育委員会は一切何をしているんだろうと思うだろうと私は推測します。多分、文科省は教育委員が責任を負うようにこれは委任してはいけない、ましてや臨時に代理させるということは出来ない、ただ、それこそやむを得ない事態が起こった時には代理させてもいいですが、それはすぐに次の委員会でちゃんと報告をなささいということでしょうから、この法律の趣旨からいけば、そんな形でやっていかなければならない。ただ現実には、それは不可能に近いということは分かっていますけれども、そうであれば、現実にはちゃんと今のままいけるような体制を、この法律とは違う形でとる必要があるのではないかと思います。三重県でそれをやろうと思えば、条例が一番いいわけですから、三重県の法律である条例でそれを決めていくとか、あるいは規則を決める場合には、こういう趣旨とは別の専決ではなく、やはり実質的には、教育委員会から教育長への委任条項みたいなものを作って、そこで堂々とやる方がいいのではないかと私は思います。どうでしょうか。少なくとも、校長から権限をこちらに引きあげるということをしてはならないと私は思っています。せっかく今まで6、7年かけて作り上げてきたことを、また前の形に戻すということ私は少なくとも承服は出来ません。権限拡充は、大いにやる必要があると思いますが、権限を引きあげるということは猛反対です。どうでしょうか。

人材政策室長

実際、この法令上の解釈をしていくと、現在の間違った手続きのまま非常勤職員を任用するということももう出来ません。間違った手続きであるということが分かった以上、学校の方でこれからもわずかですが非常勤職員の任用の行為は発生してきますので、きちんとするとともに、4月からの分についても、整理をする必要があるわけです。4月から校長の辞令で今任用されている職員というのは、公的に問い詰めてしまうと、非常に弱いというか、危険な状態というか、法に則った手続きに基づいての任用行為はされていない職員になってしまっているということです。ここのところも整理する必要もありますので、今報告させていただいている改正は、どうしても必要なものではないかと思います。

委員長がおっしゃる、それを超えたもう少し大きな範囲でということについては、私の頭の中にイメージが浮かびにくいところがあり、どんな形でやっていくのかということも含めて、もう少し研究する必要があると思います。

委員長

事務職の立場としては、今の発言は当然だとも思いますが、我々の方は素人集団なのです。教育委員というのは素人集団で、教育委員会とか教育委員としてその会議で考える場合には素人集団としてものを考えます。我々は教育委員会ですから、教育はどうあるべきか、という形で考えていきます。法律の制度がどうなっているかなどは別の問題です。教育はどうするべきか、子どもたちの教育のためには学校の運営をどうしたらいいかということを考えるべきということで、今までは、学校の最高責任者である校長の権限というのはちょっと足りないのではないかと、少なすぎるのではないかと、校長の裁量権をもっともっと大きくしましょうという方向で来ました。それは、いろいろな制約がありますから一概には出来ないけれども、少しずつこれを拡大していきましょう、それから市町に関しては市町教育委員会に出来るだけたくさん降ろすようにしていきましょうという方向でずっと来たわけですね。我々素人集団としては、そういう方向でものを考えていくと、今までそれが間違いだった、失敗だったというのなら変える必要はありますが、失敗ではあり

ませんでした。私は、校長に裁量権を与えていくということは、非常にいいと思っていて、それからどんどん拡充するということは、教育の活性化という面から見れば非常にいいことです。そうなれば我々の側とすれば、法律がどう変わろうが、それは何とか買っていくと思います。今度突然出来たこの法律によって、それが阻害されるということならば、その法律の方を何とか脱却するというか、それとは別の方法で切り抜ける方法を考えなくてはならないと思います。しかも文科省がこの条文を改正した時には、今のような校長の裁量がどうかということ、念頭になかったと私は確信しています。つまり立法者の意図は、先ほど言ったように、教育委員会に責任を負わせるという、校長を誰にするか、教頭を誰にするかということに関して責任を負わせるということにあるわけですから、そちらの方はちゃんと従っていく必要はあります。しかし、校長に裁量権を与えるという我々がこれまで進めてきた方策というのは良いと思っておりますので、しかも私は、良い結果が生み出されていけると思っていますから、それを止めることは出来ません。ならば、何とかそれを切り抜ける方法を考えなさいということ、5人の意見が一致した場合には、我々としては指示できると私は思っているのです。事務局としてはそれを切り抜ける方策を工夫しなくてはならないと思います。その際に、今話があったような理屈を考えるということは必要だと思っておりますが、法律に従う為にそういう理屈付けをしていって、しかも法律に真正面から従う場合には全部教育委員会で決めなければいけないということの現実を認めて、今までどおりのような形にするけれども、校長からは権限を引き上げるというようなことは、私は最悪の手段だと思っておりますので、これは私どもの方で決めていきたい。事務局側からの発想ではなく、我々の5人の方で決めて、そしてこちらから指示をしたいと思っております。これはもう法律の解釈がどうであれ、我々5人の意見が一致した場合には指示をしたいと思っておりますが、それに対して不満はありますか。こちらの意見が一致しなければ別ですが。

教育支援分野総括室長

その方向性は大事だと思います。もう一方で、一つは法律がありますので、その法律に則って作業をしていくことは、県民への説明責任も含めて必要であると思っております。三重県の教育をどうしていくかは、教育委員会の中でご議論いただいて進路を示していくということが大前提ですので、委員長のお話なり議論は大変ありがたいと思うのですが、制度的に任用等をきちんと実施していきたいと思っておりますので、一つは職員の身分に関わる部分であり、私共としては整理をしながら、今おっしゃって頂いたような、校長の権限も含めて対応できるものがどういう形であるか今後検討させていただきたく思っておりますので、そういう2つの面からご検討いただきたいと思います。

委員長

5人で決めるわけですが、5人で決める場合も時間がかかると思っておりますので、今これを決める必要があるのですか。4月から今まで経過しているわけですね。

教育支援分野総括室長

そこはですね、改正された時に素早くご提案させていただくというのが本来だったのですが、ここを見落としていました。この法律が出来た4月1日以降、この法律に沿わない形で任用してきましたので、法に則った形で任用するという形にしたいというのが、この時期にご提案させていただいた意図です。もう少しこのまま置いておくというのは事務としては避けたく、きちんと任用させていただきたいというのが私どもの希望です。

委員長

先ほど少し言った校長の昇格試験などの時は、教育委員会が責任を負いなさいという規定ですから、非常勤講師ももちろん大事ですけど、それよりもっと大事なことは校長を誰にするか、教頭を誰にするかということなので、我々は少なくとも最後の承認はしていますが、何にも分からないまま文字だけを見て、それで欠陥がないという報告を聞いてよろしいでしょうと言っています。それでは駄目だというのがこの改正のほうですから、教育委員の面々に校長の昇格の時にはどうやって関係させるかというようなことを、本当は早急に決めないといけないわけですね。その辺がかなり大きなミスではないかと私は思っているのです。

教育支援分野総括室長

今進めています教員の任用、試験なりを含めて、これは従来からもそういうことが実はあるのですが、教育委員の方々に人事異動についてどれだけ関わっていただくかというのは、個人的な異動作業ではなくて、ひとつは人事異動方針であり、そういう根幹の部分であると思っておりますので、個々の人を動かすとか、そういうことではないと思っております。そういう意味では、人事異動方針を議案として提案させていただいた時には、そこに趣旨があると思っておりますので、そこで大きなことを決めていただいて、あとはその決めていただいた方針に従って事務として作業をし、その結果また報告させてもらうということなのです。

委員長

大きなことを決めるのですけど、この規定からいくと、誰を校長にするか、最初の時には本当は我々の方で責任を負わないといけないわけですから、変な校長が現れてくればそれこそ全員クビという感じなので、誰を校長にするかという時には、この教育委員で面接をしてその評価を審査することが必要になって

くるのですよね。そうでないと責任の負いようがないわけでしょ。方針を決めても具体的に誰を校長にするかを我々が関知しないということならばその責任の負いようがない。そうなってくると、責任が負えるような体制にしないとイケない。最初の校長の採用試験か、あるいは校長の昇格試験かどちらか分からないですが、校長になっていいという資格を与える試験については、最終的にはこの教育委員で決めるとかにしないとこの法律の趣旨には合わないと思うのですけどね。

教育長

2つ論点がありまして、最初の校長にあった権限を持つてくるというのは、具申として基本的にはそれで認めるということで対応できると思います。

委員長

具申でしょ。

教育長

それは1つです。もう1つは、本来権限のない人が雇用しているという状態、これはもうはっきり言って避けなければいけないのです。また、そういった軽微なものについては、議会の場合でも会期替えの時に専決でしていくというのが本来の姿です。それは一向に構わないと思うのです。委員長が言われるように、例えば校長の人事ですとか、重要な案件というのは専決項目を使うのではなく、委員会に提案したうえで、その関与の度合いを、例えば校長の任用、資格の時に関わるのか、それとも最後の異動まで関わるのか、それはいろいろ考え方があると思います。今回のような方針を示してそのうえでやっていくという考え方もあるし、例えば、最初の校長の登用試験の時に少し関わっていただく、おそらくそういうことが一番いいのかも知れませんが、実際の異動については、いくら権限があると言っても責任の負いようがないのです。だから人物という点でしたら、登用の部分かと思うのです。方針の部分で、非常勤職員とかの雇用については、法である以上、それをひっくり返してというのは無理なので、脱法的なことかも分かりませんが、基本的には校長の具申で認めるというように運用し、そのあと専決で処理していくというのであれば実質今までと一緒になります。ただ、任用の時の印鑑が校長の印鑑ではなく、こちらの印鑑になります。そうしないと雇用自身が違法になるわけです。教育委員会の印鑑でなければ任用できないので、その状態は少なくとも事務的には解消する必要があります。これがまず1つ目の点で、今後は、実質、校長からあげてもらったら認めていく運用ですと、乗り切っていけるというのが2つ目の点です。三つ目には、委員長が言われる一番肝心な教育委員としての責任という部分です。関わりの仕方というのは、いろんな考え方があるのでもう少し研究していく必要がありますが、まずこういった方針の部分、それから人物を見るという部分は係わる必要があるかも分かりませんが、具体的な配属については、やはり責任の負いようがないと思います。

委員長

教育長の言うことはもっともだし、私も賛成するのですけれども、ただこの教育委員会があります。文科省もあり、教育委員会もあるということは頭が2つあるということですよ。こちらの方は要するに法律とは関係ない素人集団ですから、教育という考え方だけからいけなくていい立場ですよ。そうなってくると、文科省から法律という形で来ているものとは、衝突するのは当たり前なんですよ。その時に、事務局としてはどちら側に立つかということになります。その時は文科省側に立つのでしょうかけれども、こちら側でがっちり一致した場合、例えば、我々の方から議会で提案して、議会側も合致したということであるならば、事務局側も従っていいと言うか、そういうことになってくると思います。しかも県民から見れば、今までの専決という何となく訳の分からない形にして済ませるよりは、これはもう教育長に委任するんだとか、これはもう校長に委任するんだとかいう形にしたほうがすっきりすると思いますので、出来れば、すぐにもそういうようなことの検討を始める必要があるだろうと思います。もちろん議会を通さなければいけませんから、初めから議会と一緒に検討していいと思います。そういうようなことを始めなくてはならない。それについては、邪魔になるのはこの問題だということになってくるのですが、半年間黙っているという訳にはいけないようですから、これはこれでやらないとイケないわけですね。これを変えるような、専決ですつとといったとしても、すぐにも検討に取り掛かる必要があるだろうと思うのですけれどもね。

教育長

何らかのこういった事務に関わる方策を検討していく必要があると思います。そのままさせて頂いたらいけないということですね。

委員長

そうでないと教育委員会の存在価値が何も無いわけですからね。そうやってきますから、何とか我々としては、私としては、すぐにも検討に入りたいと思います。それで人材政策室長などに、委員長になってチーム作ってくれよと個人的には言いたいわけですが、私も委員になって、こういう形で議会も加えろとか言っていたのですが、その辺もみんな含めて、検討チームを立ち上げる必要があると思うのですけど。

丹保委員

ちょっとすみません、以前法律が変わった時に、委任のことについて一度会議で審議したよね。その時に

見逃しがあったということですが、それは置いておいてですね、今の議論ですと、非常勤の問題と昇任の問題と2つ出てきているのですが、非常勤の問題については、法律で職員の中に入れるという状態になっているわけなので、それは何とかしなければいけないと思います。しかし、今まで教育委員会が考えてきた方向で何とかしようということは、実質的には今までとあまり変わらない形で法律違反にならない程度にやろうということで、これがこの流れなのですよね。だからこれはもうやむを得ないのではないかと思うんですよね。それから、法律そのものが問題なのですよね。

委員長

今のやむを得ないと言うのも、私は問題なんだと思うのですけれども、校長は今までは自分で出来たんですよ。今度は具申しないといけないですね。

丹保委員

それは本格的に考える時間が必要ですので、本格的に考える間は仕方ないという意味ですよね。ずっと放っておくとなにか問題が起こった時、裁判が起こった時に困りますよね。そういう問題を避ける為にはしょうがないけれども、本格的に、今の法律の問題点とかを何とか条例で変えられるならば、いろんな検討をする時間が必要ですので、この間はこういうふうに行かざるを得ないんだと思います。もしそれで法律の問題点を指摘して条例などを作ることが出来るならば、それはすっきりします。その検討はこれからやればよいことですね。

委員長

条例で変えることができるということではなくって、条例を作って喧嘩するということですよ。

丹保委員

喧嘩するという戦略も必要ですし、もし、そういう方向に行くのであれば時間がかかりますよね。

委員長

時間はそんなにはかからないと思うのですけどね。文科省も、そもそもこんなことで喧嘩しないと思うんです。それは当たり前じゃないかというのではないかと思うのですけどね。

丹保委員

そういうふうに簡単に変わるのであれば、すぐに変えてもらえばいいのですが、ただ、それこそ素人考えでいくとそんなに簡単に変わるのかなという気もするので、そのことを検討する時間が必要だと思います。非常勤の問題は、当座は法律違反でない状態で、今までの一番近い形でいくというこの案でしばらくやって頂いて、検討していくとして、それともう1つ、昇任の問題があります。私も日頃考えているのは、教育委員がどこまで関与するのが一番いいのかという問題なんです。すべての問題には絶対入っていけない。全部に入るということは、非常勤でもありますし、ずっと勤務していても難しいです。すると、どこまで入るかという問題なのですが、これについては、基本方針は絶対関与しなければいけない。その後の部分にどこまで関与するかということ、やはりみんなで議論をして考えなければいけません。一部の教育委員会では、採用試験の中で、面接とかに少し入っているところもあるらしいです。そこをどこまで入るかということですが、そういう時にどれだけ準備ができるかとか、非常に難しい問題がありますので、そこもシミュレーションをして、どこまでなら関与できるかということのある程度議論して、その後で今のような問題については、具体的に考えていく必要があるのではないかと思うんです。

教育長

丹保委員が言われましたように、実際に委員でどこまで関与できるかということは、今度の教育委員会に間に合うかどうか分かりませんが、例えば任用、昇任、登用のところで材料を提供して、議論できる状態にしていくということでどうなんでしょうかね。

丹保委員

いろんな考え方がありますから、そういう議論を一度時間をかけてやったうえでないと、短期期間で決めるわけにいかない気がします。特に人事のことですので、慎重にやらないと現場の方も不安になるかもしれません。やっぱり一度決めたことをぐらぐら変えたりはできませんので、やっぱり慎重にやらないといけない。

委員長

考える場合には、採用の場合、小中の先生たちも考えなければいけません。小中学校の校長先生の昇任に関しても我々は責任を負わなければいけないわけですから、そこにも絡まなくてはならない。そうすると数が膨大になります。

丹保委員

膨大ですから、どこまでやれるかということが起こってくるんです。細かいところは関与できませんので、具体的にどこの部分で関わってどこの部分はお任せするというその辺の線引きが必要です。今までみたいに全部お任せじゃなく、やっぱり教育委員会も頑張りなさいというのが、今度の法律の主旨でもあるし、大分県の問題もありましたので、そういう意味では少し関与すべきだと思いますけど、どこをやるかと言われ

てみると難しいんですね。そういうところを、まず、もう少し検討するようにしないとね。

副教育長

次の12月の教育委員会の協議会の形でやってもらわないと人事の方が間に合いません。

委員長

そうですね、そこからスタートですね。人事の方はしばらくこのままで置いておかないとしようがないと思いますけれども、特に採用、昇任については、来年の今頃までには、いや、もうちょっと早くまでには煮詰めておいて対応をちゃんととっておかないといけないということになりますね。

それから非常勤については、今と全く同じだということなら別ですけど、校長の具申がどれだけ校長を駄目にするかということも見ないといけません。

副教育長

非常勤の任用につきましては、基本的には校長が具申をあげてきて、教育委員会で辞令を書くということをやっとしてきたわけですね。校長にその権限を降ろした格好を取っていますけども、非常勤の具申を校長があげてきてから、校長が言ってきたことに対して教育委員会は基本的にそのまま認めてきました。それは、その人物が免許を持っているか、それから人物的に校長が推薦してきているのだから問題はないという前提です。教員としてうちの方が任用しますから、免許状があるか、書類にまずい点がないかのチェックをしますが、基本的に校長に権限を与えています。ただ、辞令を校長名で書いてもらった方がいいでしょうという形で降ろしました。今回こういう形を取らせてもらっても校長の権限が弱まるということは、まずないと思いますし、校長に一度降ろしたものを、引き上げてこちらでがちがちにチェックするんですよという必要もないと思います。ただ、先ほど教育長も申し上げましたが、書類上、校長名での任用というのだけはきちんと整理をしたいということです。そして、その後時間をかけて、委員長が言われるような形の検討をしていきたいと思っています。

委員長

その時に副教育長も校長になる可能性はないわけではないですよ。そうなった時に教育委員会に具申しないといけないというのは、面白くないというか、そういうことを私は勝手に推測しているんですけどね。それからいくと、校長がこんなふうがいい学校にしたいんだ、こんな非常勤を採用したいと、今だったらこれが出て、報告的にこうやったぞと報告すればいいんですけど、今度はそれを具申ですから、何か言われたら従わないといけない、言われなくても、具申していくというのは気分的にちょっと弱くなるという気がするのですから。

丹保委員

最後のところのご意見は一緒です。今の法律で戦略的にどうやって変えていくかということは、ある意味、全国的に初めてやることです。それがやれたら素晴らしいことですよ。それをこれから検討していかなければならないと思うのですよ。

委員長

はい。早急に検討に入るということで、この報告は了承するということがよろしいですか。1と3もよろしいですね。

- 全委員が報告1、報告2、報告3を了承する。 -

報告4 三重県人権教育基本方針改定案について（非公開）

人権・同和教育室長が説明し、全委員が本報告を了承する。